

# 生徒指導規程

福山市立加茂中学校

## 第1章 総則

中学校は集団生活を通して自己の夢の実現に向けて努力を重ね、自己実現をする場である。集団生活を営む上では、自分や周囲の安心安全が守られることが大切なことであり、お互いを尊重しながら生活するためには秩序を維持していくきまりが必要である。そのきまりを守り、主体性のある中学校生活を送るようするために本規定を定める。

### 第1条 目的

この規定は、本校の教育目標を達成し、生徒が自主的自律的に充実した学校生活を送る、という観点から必要な事項を定める。

## 第2章 加茂中学生として守るべき事項

加茂中学校では、すべての生徒の進路を実現するために、「高校入試や就職活動に対応できるみだしなみ」を基準とし、それを指導する。

### 第2条 服装

学校内外の学習活動および登下校（休日を含む）の際は学校が定める制服を正しく着用する。

#### 1 男子

- (1) 夏服は、カットシャツ（白半袖、開襟も可）、ノータック・ストレートの黒長ズボンとする。
- (2) 冬服は、カットシャツ（白長袖）、学生服（詰め襟）、ノータック・ストレートの黒長ズボンとする。
- (3) カラー・ボタン等は規定のものを付け、ボタンは留めること。
- (4) ベルトの色は、黒・紺・茶とし、飾りがなく、極端な幅でないものとする。（ファッションベルトは禁止とする。）

#### 2 女子

- (1) 夏服は、ブラウス（白半袖、丸襟、開襟不可）、腰スカートとする。
- (2) 冬服は、ブラウス（白長袖、丸襟）、セーラー服、白帯、スカートとする。また、肌色無地のストッキングについては着用可能とする。
- (3) スカートは、ひざ頭がかくれる長さとする。

#### 3 男子・女子共通

- (1) 制服は標準型とし、正しく着こなす。
- (2) 衣替えやその移行期間については、天候・気温等を考慮し、学校が指示をする。

- (3) 靴下は白色、黒色、紺色を許可する。  
(ワンポイント可)

くるぶしソックスなどは禁止とする。

- (4) カッターシャツやブラウス等の下に着用するインナーは、派手でない物（白・肌色・黒色・灰色）とする。  
また、柄の入っているもの、ハイネック等は許可しない。
- (5) セーターは黒色・紺色、手袋、マフラー、ひざかけは、防寒を目的とし、高価でない物とする。セーター等を着る際は、制服の袖や裾から出ないようにする。  
なお、登下校時や部活動中においては、防寒着として学校規定のウインドブレーカーを着用してもよい。  
(手袋・マフラーなどの防寒具は校舎内ではつけないこと。)
- (6) 通学靴は、白色のひも靴とする。上履きは学校規定のスリッパ、シューズを着用し、体育館では学校規定の体育館シューズを着用する。
- (7) 名札は、学校規定の物を左胸に正しく付ける。
- (8) 登下校やグラウンドでの授業においては、学校の許可を得て帽子を着用しても良い。
- (9) 指輪やネックレス等のアクセサリ、またそれに類する物は着用しない。

### 第3条 頭髪等

- 1 髪を染めたり脱色したりなどはしない。ツーブロック、おだんご・編み込み・耳より高い位置でのポニーテール等、自然でない髪形、特異な髪形は認めない。
- 2 頭髪については、目にかかる場合には、細いピン（黒、飾りなし）と、肩より長い場合には、ゴム（黒・紺・茶、飾りなし）でまとめること。

### 第4条 所持品その他

- 1 通学かばん・補助かばんは、原則、学校規定のものとする。なお、かばんには、紛失、盗難、破損を防ぐため、マスコット等の飾り付けがない方が望ましい。
- 2 携帯電話など学校生活に関係ない物、不要な金銭は持ってこない。
- 3 登校・下校時の買い食いは禁止とする。
- 4 原則として、8時25分までに登校する。登校後は、無断で校外へ出てはならない。（忘れ物をした場合も同様）
- 5 下校時刻は16時50分とする。

### 第5条 自転車通学

- 1 自転車通学の範囲は、制限しない。学校より約1.5km以内は徒歩通学が望ましい。

## 2 自転車について

- (1) 鑑札シール（学校配付）を後輪カバーにはる。
- (2) 通学に際し、整備され安全な自転車を使用する。
- (3) 装備については、必要最小限のものとする。
- (4) 次の装備は禁止とする。
  - ・変形させたハンドル ・ハブステップ ・横かご
  - ・片側スタンド ・シール等のはり付けや装備品
- 3 交通規則を厳守し、二人乗り・夜間無灯火・危険な乗り方等を禁止する。
- 4 雨天時には雨合羽を着用する。傘をさしての乗車は危険なので禁止する。（道路交通法違反）
- 5 ヘルメットを着用し、あごひもをしめること。

## 第3章 校外生活に関する規則

### 第6条 外泊

友人の家などへの外泊は、原則として禁止する。

### 第7条 被害連絡

交通事故・盗難・恐喝等の被害にあった場合は、すみやかに学校・警察などに連絡する。

## 第4章 指導に関すること

### 第8条 指導

- 1 安全で落ち着いた学習・生活環境をつくるために、学校の規則及び社会のマナーに準じて指導する。
  - (1) 服装・頭髪等の違反などについては、直ちに適正な状態となるよう指導する。
  - (2) 不要物を所持している場合は、学校で預かり、保護者と連携の上で保護者返却とする。
  - (3) 自転車通学に関する規則が守られていない場合には、指導し、家庭と連絡をとる。4回目になった場合には、その年度の許可を取り消す。なお、重大な違反の場合は、回数に限らず、その年度の許可を取り消す。
- 2 問題行動に対しては、生徒の反省を促し、自己を振り返り、繰り返すことがないよう指導する。
- 3 度重なる指導にも関わらず改善の方向が見えない場合や著しい違反の場合については、保護者と連携の上で、特別な指導を行う。

### 第9条 特別な指導

次のような問題行動を起こした生徒に対し、教育上必要と認められる場合、特別な指導を行う。また、行為の内容・程度等により、警察等関係機関と連携する。

- (1) 法令・法規等に違反する触法行為
  - ①飲酒・喫煙及び、その準備行為（購入・所持）
  - ②暴力行為（対教師・生徒間・器物破損）
  - ③窃盗・万引
  - ④金品強要

#### ⑤交通違反

#### ⑥不法侵入行為

- (2) 本校規則に違反する行為・社会的なマナーに反する行為・他の生徒に著しく不安を与える行為
  - ①服装規定違反（度重なる指導にも関わらず改善がされない場合、著しい違反の場合）
  - ②度重なる不要物の所持（危険物等については1回目から）
  - ③遅刻・早退（度重なる場合、無許可である場合）
  - ④授業者や指導者の指導に従わず、他の生徒に大きな迷惑をかけた場合
  - ⑤暴言等が著しい場合
  - ⑥いじめ
  - ⑦試験における不正行為（カンニング）
  - ⑧落書きや、携帯電話やスマートフォン、パソコン等から掲示板やSNS等を利用した誹謗中傷
- (3) 上記(1)(2)以外で、学校が教育上指導を必要と判断した行為

### 第10条 特別な指導の内容

特別な指導とは、教室以外の場所で、自己の行動を振り返るよう指導することである。なお、一定期間の学習指導を行う場合もある。

#### (1) 指導内容

- ①反省文を書かせる。
- ②反省を促すための説諭や奉仕活動
- ③今後の生活面・学習面の取り組み方の指導
- ④本人・保護者との面談

#### (2) 指導期間

原則、指導の終了時まで、概ね1日から5日間とするが、問題行動の程度や、生徒本人への指導状況・効果により指導期間の延長も考慮する。また、必要に応じて、時期をおいての指導面接等を実施する。

特別な指導終了後、今後の学校生活の努力目標等を持たせ、教室での学習を再開させる。

なお、特別な指導期間中に、定期テスト等がある場合は、原則として別室受験とする。